

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のスローガン（基本理念）
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動への両立
5. 国際的協調

そして、本町では男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現を目指し、前期計画の基本理念（スローガン）を継承します。

基本理念（スローガン）

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね

2. 計画の基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前計画と同様に4つの基本目標を掲げます。

基本目標

1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり
2. あらゆる分野における男女共同参画の推進
3. 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
4. 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重しあう人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などあらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。また、性的マイノリティ⁹の方への差別解消のための啓発を行い、多様な性のあり方に関する理解を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わりあい活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動等へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

委員会や審議会等への女性の登用を高め、女性の参画を促進します。また、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休暇・介護休暇等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参画促進に努めます。

基本目標3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯をつうじて健康に暮らし、生きがいを持って社会に参画することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を整備します。

また、高齢者や障がい者等を含めたすべての人がともに、生きがいを持って生活できるよう、様々なニーズに対応した支援に努めます。

基本目標4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

男女がともに、自らの意欲と能力を持って多様な生き方や働き方が選択できるよう、働く人の意識改革と事業者の理解が進むよう啓発活動を推進します。また、仕事や家庭の両立を可能にするため、子育てを支援する公的サービスの充実や、子どもが地域で安心して遊べる場所や機会の提供に努めます。

男女がともに、対等なパートナーとして働き続けられるよう、労働に関する法律や制度の周知、固定概念にとらわれず職業を自由に選択できるよう、様々な情報の提供に努めます。

⁹ 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのこと。

3. 計画の体系





